

真庭市馬と人との共生に向けた活動補助金

(馬ふれあい・福祉活動等支援事業)

手引き

スポーツ・文化振興課

真庭市は、東京 2020 大会の開催に伴い、馬術強豪国であるドイツのホストタウンに登録し、馬とのふれあいを求め、多くの観光客や市民が訪れている蒜山高原ライディングパークを拠点として馬術の振興を行ってきました。この間、馬術大会をはじめ、乗馬などの馬と触れ合いを通じて馬術や馬の認知度向上を図ってきましたが、馬は人との関わり方次第で多様な能力を発揮できる存在であることから、今後も引き続き馬と人との共生できる取組を行っていきます。

その1つとして、令和4年度から馬を用いた活動に対して支援する「真庭市馬と人との共生に向けた活動補助金」制度を設けました。

1 「真庭市馬と人との共生に向けた活動補助金」とは

この補助金は、予算の範囲内において2つの事業に補助金を交付しますが、この手引きでは、市内で実施する馬とのふれあい体験や、引き馬体験、乗馬体験又は馬を活用した療育活動などを行う「馬ふれあい・福祉活動等支援事業」について事業内容や事務手続きについて示していますので、参考にしてください。

2 補助金の上限額

この事業に係る補助金の上限額は、1団体あたり10万円を限度（年度）で、補助対象経費の1/2以内です。

3 補助対象者

補助を受けることができる団体は次のとおりです。

- ・「市内に居住又は勤務する者で組織されている市内の民間任意団体」
（例：自治会やPTA、放課後デイなどの団体）
- ・「市内に事業所を有し、市内で活動する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人」
- ・「市内に事業所を有し、市内で活動する一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人」
- ・「市内に事業所等を有し、会社法(平成17年法律第86号)第3条に規定する法人又は個人事業主」
- ・「市内に事業所等を有し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第31条第1項に規定する社会福祉法人」

※上記以外の団体で事業推進に寄与できると認められる団体は要相談となります。

4 補助対象事業の要件

補助対象となる事業は次の要件全てに該当するものです。

- ・補助対象団体が自ら企画し、市内で実施するものであること。
- ・営利を目的とする事業でないこと。（営利目的なものは対象となりません。）
例：会社の場合、職員の福利厚生として実施するものなどは OK。
- ・市の他の制度による補助を受けていないこと。

5 補助対象経費

対象経費は次のとおりです。「補助対象事業」に係る経費が対象となります。また、補助金の額は千円単位です。実績額で千円未満の端数の額が生じた場合は、切り捨てるようになります。

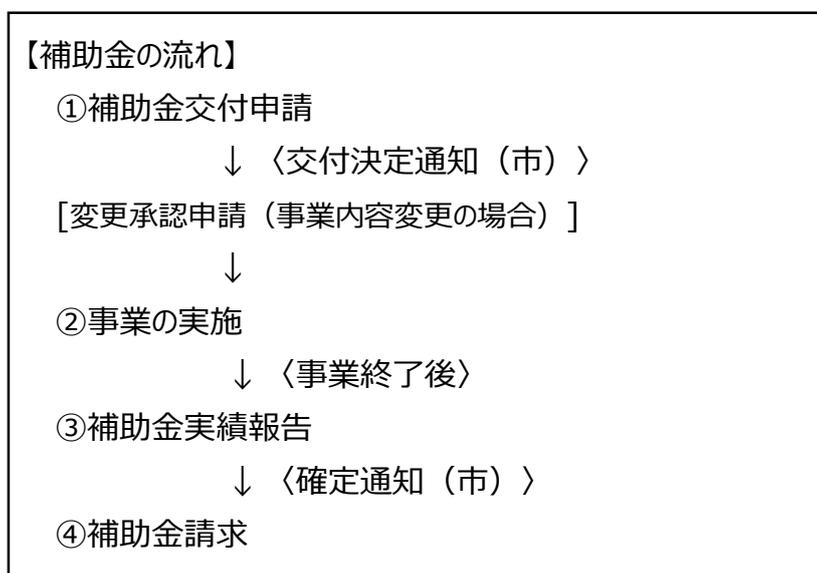
費 目	内 容
会場使用料及び借上料	蒜山高原ライディングパーク（蒜山ホースパーク）の施設使用料の他、市内の有料施設での施設使用料(音響借上げなど付帯含む)、馬の輸送実費など
乗馬等体験料(騎乗代、餌代等諸経費含む)	蒜山高原ライディングパーク(蒜山ホースパーク)での引き馬、ミニ外乗、えさやり、乗馬体験などの既存体験料や、ホースセラピーなど別途依頼した体験に係る経費を想定しています。※ただし、 現地でのえさやりについては、領収書が発行されないものは対象外となります。
印刷製本費	団体で周知するチラシの制作費、講習での資料等の印刷費など
講師・アシスタント・司会者費用	蒜山高原ライディングパーク(蒜山ホースパーク)での体験以外に、ホースセラピーなどの講習会や体験会に係る講師やアシスタントの費用、交通費、宿泊費等の費用弁償 ※講師等の食事代については謝礼に含んだものを支払うようになります。（食事代のみでは対象外）
保険料	イベント時の傷害保険料など
その他消耗品費	資料用の紙代など事業に係る消耗品費(1つ5万円以内)を想定しています。
その他市長が必要と認められた経費	上記以外で補助対象経費としてみなされたもの。※審査をして妥当であると判断した場合は対象とします。

6 対象とならない経費

遠足や研修などで補助金を活用する場合は、次の経費は対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 貸切バス代
- ・ 食事代及び食材費（食事代・弁当代や懇親会の食材代など）
- ・ その他馬に係る事業以外の経費

7 補助金の申請の手続きについて



①補助金交付申請

交付申請には、次の提出書類が必要となります。

- ・ 真庭市馬と人との共生に向けた活動補助金交付申請書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体に関する概要書
- ・ 誓約書
- ・ 事業計画等活動内容が分かる書類

※ その他書類審査の段階で追加資料を求められることがあります。

【事業内容に変更があった場合】

申請時の計画から内容変更がある場合は、変更承認申請が必要です。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合は不要です。

- ・ 補助対象経費の20パーセント未満の変更
- ・ 事業の目的、名称、開催日及び会場の変更を伴わない事業計画の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

②事業の実施

市からの交付決定後に事業を実施してください。（交付決定前に支払いしたものは対象とならないのでご注意ください。）

事業を実施している写真を数枚撮ってください。（実績報告時に必要となります。）

③補助金実績報告

実績報告には、次の提出書類が必要となります。

- ・ 真庭市馬と人との共生に向けた活動補助金実績報告書
- ・ 事業収支計算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 事業実施の写真

※ その他書類審査の段階で追加資料を求められることがあります。

④補助金請求

市からの確定通知後に請求書を提出してください。

8 補助金の返還

虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことがわかった時は、補助金を返還していただくようになります。